

若竹クラブ規約

第1章 名称

第1条 このクラブは若竹クラブ（以下「本クラブ」）と称する。

第2章 目的

第2条 本クラブは、会員の健全な心身の育成とスポーツや文化に親しみながら技能の向上を目指し、地域教育の充実と発展に寄与することを目的とする。本クラブに参加する者は、時間を守り、活動場所を清め、感謝する心を持つことを通して人間性を高める。また、特別非営利活動法人南箕輪わくわくクラブ（以下「わくわくクラブ」）の目的実現に協力する。

第3章 事業

第3条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う。ただし、事業実施に当たっては長野県及び南箕輪村の中学生期のスポーツ・文化活動の指針を遵守する。

- 1 総会の開催（年数回）
- 2 会費の徴収
- 3 各種大会・練習試合等の審判、用具運搬、部員の送迎等運営の協力
- 4 休日・祝日における練習の実施
- 5 用具・環境整備の援助
- 6 会員相互の親睦事業等の実施
- 7 その他、本クラブの目的達成に必要な事業

第4条 本クラブの事業年度及び役員任期は、9月1日から翌年8月31日までとする。ただし、中体連等大会の経緯による期間の伸縮は認められるものとする。

第4章 会員

第5条 次の会員をもって構成する。

- 1 生徒会員：本クラブに所属する南箕輪中学校の生徒。
- 2 一般会員：生徒会員の保護者やクラブ目的に賛同して入会した者及び指導者。

第6条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- 1 本クラブの目的に賛同する者であること。

- 2 本クラブの諸規定を遵守する者であること。
- 3 (1) わくわくクラブ入会費を納め、わくわくクラブに加入した者であること。
生徒会員と指導者は、わくわくクラブに加入した者であること。
(一般会員のわくわくクラブへの加入は任意とする。)

(2) わくわくクラブに加入した他校生徒が本クラブへ加入を希望した場合は、役員会で協議し、加入を認める場合がある。
(3) 本クラブ入会届（保護者と生徒連署）と共に本クラブ入会費を、会長に提出する。

第7条 会員は下記の事項を遵守しなければならない。

- 1 会員は、本クラブの活動に協力すること。
- 2 会員は、会費を期限までに納入すること。
- 3 本クラブを退会する場合、届け出た月までの活動費を納めること。
- 4 一般会員は、生徒会員を平等に応援及び活動の支援をすること。また、生徒会員の練習及び試合を見守ること。

第8条 本クラブ会員は、更新手続きの不履行、脱退、除名、死亡によって会員資格を喪失する。会員がこの会を脱退する場合、会長に申し出て、退会届に必要な事項を記入する。

第9条 会長は次に該当する者に対して、役員会で協議の上退会勧告、または、除名することができる。

- 1 規律または風紀を乱す会員
- 2 本クラブの発展向上を妨げるような問題ある言動をした会員
- 3 他クラブ及びチームに対する誹謗中傷をした会員
- 4 理由もなく会費を納入しない会員

第5章 役員

第10条 本クラブには次の役員を置き、任期は1か年とする。ただし再任は妨げない。また、補充役員の任期は前任者の残任期間とし、会長の責任において決定する。なお、副会長、会計、監査の人数は、その年のチーム事情によって増減可とする。

- 会長・・・・・・1名（原則として南箕輪中学校最上級生保護者）
- 副会長・・・・・・2名
- 会計・・・・・・2名
- 学年代表・・・・各学年1名（会長・副会長は兼任可）
- 監査・・・・・・1名
- 指導部長・・・・1名
- 指導部指導者・複数名

（『兼職兼業届』を〇〇へ提出し受理された教員が指導部にはいることも可）

第11条 役員は次の方法で選出する。

- 1 会長および副会長は上伊那地区野球の普及・発展に寄与している方から推す。

- 2 会計は会長が任命する。
- 3 指導部長は本クラブの活動の趣旨を理解した者で、会長及び副会長から推薦された者があたる。
- 4 指導部指導者は、指導部長が推薦した者及び役員会が認めた者に委嘱する。

第12条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、本クラブの代表として任務を統括する。総会を開催する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときにはその職務を代行する。
- 3 会計は、本クラブの事務・会計一切を行う。
- 4 指導部長は、役員会の承認を得て、その指導部指導者の推薦、業務の企画・運営にあたる。

第6章 会議

第13条 総会は本会の最高議決機関であり、第5条の一般会員に加え、本クラブ加入選手の保護者によって構成され、原則として年2回開催する。また、必要に応じて臨時総会の開催をするものとする。

第14条 総会は会長が招集する。

第15条 総会の議決は総会出席会員の過半数の賛成により成立し、同数の場合は議長の決定による。次の事項を議決する。

- 1 規約の決定、及び改定
- 2 前年度の活動報告及び会計報告・承認
- 3 当該年度の活動計画案・予算案の承認
- 4 クラブ会費の決定
- 5 役員の選任及び承認
- 6 指導者の選任及び承認
- 7 指導者者金の決定
- 8 指導方針の決定（ただし、生徒会員の意向を十分に反映させることとする。）

第16条 役員会は本会の最高執行機関で、第10条の役員（指導者・学年代表・監査は必要に応じて）をもって構成し、会則及び総会の議決に従って会務を執行する。

- 1 指導者の選考
- 2 南箕輪中学校スポーツ文化活動運営協議会との連絡調整
 - ① 南箕輪村立南箕輪中学校との連絡調整
 - ② 南箕輪村立南箕輪中学校との生徒指導上の課題の共有解決
 - ③ わくわくクラブとの連絡調整
- 3 休日・祝日における練習及び試合の見守り担当の決定

第7章 会計

第17条 本クラブは、主に会員の会費により運営する。

第 18 条 生徒会員と指導者は、わくわくクラブに加入し、わくわくクラブの会費及び保険料を納めるものとする。

第 19 条 会費は、生徒会員 1 名につき、総会にて決定された金額を徴収する。中途加入については、入会した月から月割会費を納める。中途脱退については、退会の翌月分から月割会費を返金する。会費の金額については、必要に応じて試算・見直しを行い、総会にて決定する。

第 20 条 合宿遠征、日帰り運転、親睦事業などについては、都度、別途集金を行う。

第 21 条 会計年度は、第 4 条に準ずる。

第 22 条 特別会計は、第 3 条の 5 により、耐用年数 3 年以上の設備・備品等の購入又はメンテナンス費用が高額な用具・備品の整備及び修繕等にかかる経費の会計とする。

第 23 条 特別会計に充てる財源として、一般会計予算から金額を決定し、積立金会計を設けるものとする。

第 24 条 特別会計の予算・決算については、総会において議決を必要とする。ただし、緊急を要する事業の経費については、役員会の承認を得て、前条に規定する積立金の会計をもって経理することができるものとし、その収入・支出を総会において報告する。

第 25 条 第 10 条の指導者、本クラブ加入選手の保護者の一親等までの弔事については、5000 円を本会から支給する。

第 8 章 事務局

第 26 条 本クラブは事務局を次のところに置く。

南箕輪村教育委員会事務局社会教育係内
南箕輪村スポーツ文化部活動運営協議会事務局
〒399-4511 南箕輪村 4840-1
(電話 0265-76-7007)
(FAX0265-76-5568)
(E-mail syakai-c@vill.minamiminowa.lg.jp)

○施設調整、保険等問い合わせ先
NPO 法人 南箕輪わくわくクラブ(総合型地域スポーツクラブ)
〒399-4511 南箕輪村 4802-1 南箕輪村村民体育館 1F
(電話 0265-78-8313)
(FAX0265-78-8413)
(E-mail wakclub@ina.janis.or.jp)

第 9 章 クラブの指導者

第 27 条 指導者は、本クラブの趣旨に対し、スポーツ指導並びに青少年の健全育成に対する熱

意を有する者とし、指導者は本クラブの指導方針に沿って指導を行わなければならない。

- 1 指導者は指導の際、生徒会員とのコミュニケーションに努めなければならない。
- 2 指導者は、村教育委員会の主催及び指定する研修会(わくわくクラブ指導者研修会等)に参加し、指導者としての資質向上、コーチング技術の向上に努めなければならない。

第 28 条 指導者が万一、本クラブの趣旨に違背する行為があった場合は、役員会の要請により総会の議決をもって除名することができる。

第 10 章 保険加入・事故等の責任について

第 29 条 生徒会員と指導者はわくわくクラブ指定の保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の事故、傷害については、わくわくクラブで加入している保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

※一般会員（主として保護者）の保険加入は、本クラブにて検討する。

第 30 条 会員は、本クラブの活動に際し、規約及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、わくわくクラブ及び本クラブ、指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第 31 条 使用施設・設備等を破損させ施設管理者に損害を与えた場合は、原則として使用者の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損については、使用者は直ちに本クラブと連絡を取り、その都度協議し、対策をとるものとする。

第 11 章 細則

第 32 条 規約に定められていない用件に関しては、随時、役員会が判断し実施する。

第 33 条 大会の申し込み及び登録等の手続きについて、南箕輪中学校として参加する大会及び試合は南箕輪中学校校長名で顧問が行い、本クラブで参加する大会及び試合は、本クラブの会長名で会長及び指導者が行う。

第 34 条 この規約の改正は役員会の議決による。

◎付則

- この規約は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
- **本クラブの設立は、令和 6 年 1 1 月 2 8 日 とする。**

5. 指導に関する留意事項

若竹クラブ

指導者の皆様には、若竹クラブの活動趣旨をご理解いただき、献身的な指導をいただけることに、深く感謝申し上げます。子どもたちの健やかな成長のために下記事項をご配慮いただき、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

記

1 体罰の厳禁

社会的にはもちろんのこと、子どもたちの成長にも多大な影響を及ぼす危険があるため、たとえ指導の一環だとしても、子どもたちに肉体的・精神的苦痛をもたらすような体罰や言動は行わない。

2 人権尊重に関する意識の高揚

指導にあたっての言動については、厳しく指導する場面であっても、一人ひとりの子どもを人として尊重する姿勢を持って行う。子どもや保護者との信頼関係を大切にする。

3 諸ハラスメント行為の禁止

諸ハラスメント行為に関する理解を深め、良好な教育環境の維持、確立に努める。

4 子ども及び保護者、地域の希望を反映させた活動

それぞれの意見や要望を十分に反映させた活動にする。なお、意見や要望は多様であるので、クラブ規約を原則とし、子どもたちの健康や安全には十分配慮した活動を行う。

5 汚職と不正の根絶

事業者、団体、保護者等に対して金品の贈与、会席等の供応接待を要求しないことはもちろん、これらの提供には応じない。また、遠征等を行う際には、経費を明確にし、保護者の理解を得る。

6 マナー

指導者はもちろん、クラブ員、応援者(保護者も含めて)は、関係者や相手チーム、競技ルールなどを尊重し、不当に相手を傷つけたり不快にしたりするような言動は慎む。

7 部活動との連携

学校教育の中で行われている部活動の顧問の先生とは、十分連絡をとり、子どものよりよい成長を促すために共通理解を深めながら指導にあたる。

8 守秘義務・個人情報の保守

指導上知り得た子どもたちに関する個人情報及び家庭事情等に関しては、指導上必要な場合以外の利用や口外は厳に慎む。